

地方消費者行政推進交付金の制度概要

○ 消費者庁設立と併せ、地方消費者行政の充実・強化のためのスタートアップ支援として、「地方消費者行政活性化基金」を造成。

- ① 平成26年度より当初予算化。平成29年度を新規事業の開始期限。
- ② 事業メニューごとに活用期限(主に7年間)を設ける。
- ③ 平成26年補正予算より、単年度の交付金化(基金の繰り入れ不可。)。

】→ 徐々に自主財源化

○地方消費者行政活性化基金

累計: 約540億円

20年度2次補正 150億円 21年度補正 80億円

24年度当初 5億円(一般会計)／ 3. 6億円(復興特会※)

24年度補正 60. 2億円

25年度当初 5億円(一般会計)／ 7. 3億円(復興特会※)

25年度補正 15億円

26年度当初 30億円(一般会計)／ 7. 0億円(復興特会※) 当初予算化

○地方消費者行政推進交付金(「骨太の方針」における基金見直しにより、単年度交付金化)

26年度補正 20億円

27年度当初 30億円(一般会計)／4. 8億円(復興特会※)

27年度補正 20億円

28年度当初 30億円(一般会計)／4. 8億円(復興特会※)

28年度補正 20億円

29年度当初 30億円(一般会計)／4. 8億円(復興特会※)

29年度補正 12億円

※被災4県(岩手、宮城、福島、茨城)が対象

事業メニュー

1. 消費生活相談機能整備・強化事業

- ・消費生活センターの整備(広域連携による整備を含む)
- ・専門的な消費生活相談への対応力強化(弁護士等専門家の活用)
- ・商品テスト機能の強化
- ・裁判外紛争処理機能の強化

2. 消費生活相談員養成事業

- ・消費生活相談員の計画的・集中的な養成

3. 消費生活相談員等レベルアップ事業

- ・消費生活相談員等の研修

4. 消費生活相談体制整備事業

- ・消費生活相談員の配置・増員、待遇改善

5. 市町村の基礎的な取組に対する支援事業

- ・都道府県による市町村支援

6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業

- ・消費者教育の推進
- ・地域の見守りネットワーク推進
- ・地域のリーダー育成
- ・消費者団体の支援
- ・事業者指導や法執行強化
- ・先駆的プログラム等

7. 消費者安全法47条2項に基づく法定受託事務

- ・事業者への立入調査